

令和6年度 第7回天竜区協議会 次第

日時：令和6年10月10日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所2階21・22会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

（1）答申事項

令和7年度天竜区役所費予算要求の概要について

（2）協議事項

ア 「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」（案）のパブリック・コメントの実施について（土地政策課）

イ 浜松市のみちづくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について
(道路企画課)

ウ 浜松市川づくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について（河川課）

エ 令和6年度地域力向上事業（助成事業）の提案について（区振興課）

（3）地域課題

中山間地域振興に関わる施策事業の予算執行について

(市民部市民協働・地域政策課、区振興課)

（4）その他

災害復旧状況について（天竜土木整備事務所）

5 その他

次回開催予定

日時 令和6年11月28日（木）午後2時00分から

会場 天竜区役所 2階 21・22 会議室

6 閉 会

件 名	令和 7 年度天竜区役所費予算要求の概要について
諮 問 内 容	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 3 項に基づき、令和 7 年度天竜区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。
答 申	諮問内容について協議の結果、適切であると認めます。
備 考	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案) のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 - 令和3年7月に熱海市において発生した土石流災害等を教訓として、盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。 - 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、都道府県、政令市及び中核市で危険な盛土等を規制する区域を指定できることとなった。 - 宅地造成及び特定盛土等規制法においては、「特定盛土等規制区域」について、条例で定めることにより、許可対象となる盛土等の規模を引き下げることができることとされた。 ○考え方 - 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」とする。 - 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「特定盛土等規制区域」とする。 「特定盛土等規制区域」においては、市民の生命及び財産の保護の観点から、市内を統一的で隙間なく規制するために、許可対象となる盛土等の規模を「宅地造成等工事規制区域」と同一の規模にする。				
対象の区協議会	中、東、西、南、北地域分科会・天竜区協議会				
内 容	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の案並びに特定盛土等規制区域の許可対象となる盛土等の規模を宅地造成等工事規制区域と同一の規模にすることについて意見を伺う。なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	- 意見募集期間 : 令和6年11月20日(水) ~ 令和6年12月20日(金) - 市の考え方公表 : 令和7年3月予定 - 規制区域の指定 : 令和7年5月26日予定				
担当課	土地政策課	担当者	堀切 雄太	電話	457-2307

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	浜松市のみちづくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 ・ 現行の「浜松市のみちづくり計画」は、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間としている。 ・ 近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや、人身交通事故件数ワースト1からの脱却が急務であること、橋梁など膨大な道路施設の予防保全型維持管理への本格転換が必要であることなど、道路を取り巻く環境の変化へ柔軟に対応する。 ・ 令和7年度から開始される「浜松市総合計画次期基本計画」と整合を図るために、令和8年度までの計画期間となっている現行計画を2年前倒して見直し・更新するものである。 ○経緯 ・ 学識経験者や関係機関で構成する有識者から意見を聴取した。 ・ 庁内関係課長級で構成する庁内検討会において計画（案）の検討を行った。				
対象の区協議会	全ての地域分科会・天竜区協議会				
内 容	計画（案）について説明するもの。 計画期間：令和7年度から令和16年度まで（10年） 内 容： （1）計画の概要 （2）現状と課題 （3）浜松市の将来像・関連計画 （4）市民ニーズ （5）みちづくりの方向性 （6）みちづくりの基本方針 （7）道路整備プログラム なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・ 意見募集期間：令和6年10月25日（金） ～令和6年11月25日（月） ・ 市の考え方公表：令和7年2月予定 ・ 浜松市議会へ議案提出：令和7年2月予定				
担当課	道路企画課	担当者	深谷 巡	電話	457-2427

第9号様式

区 協 議 会

区 分	☐ 諮問事項 ☒ 協議事項 ☐ 報告事項				
件 名	浜松市川づくり計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○趣旨・目的 - 川づくり計画は、治水や河川利用、自然環境に関する様々な課題に対し、市が比較的大きな一級、二級河川を管理する国や静岡県と連携した整備を行うための計画である。 - 川づくり計画では、浜松市が管理する河川の将来あるべき姿となる『川づくりの方針』と当面の河川整備の方向性を示す『川づくりの基本計画』を策定する。 ○背景・経緯 - 本市では、浸水被害の軽減にこれまでも取り組んできたが、令和4年9月台風第15号をはじめとした近年の豪雨による浸水被害を受け、流域のあらゆる関係者で協働して行う「流域治水」を推進していくこととした。 「浜松市川づくり計画」は、平成25年の計画策定から10年が経過した。そこで、近年の気候変動の影響により激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、安全で安心して暮らせる川づくりの実現を目指し、計画を更新する。				
対象の区協議会	全ての地域分科会・天竜区協議会				
内 容	浜松市川づくり計画（案）について説明するもの。 内 容： - 川づくり計画について - 浜松市の概況 - 排水施設状況と浸水被害 - 気候変動と流域治水 - 川づくりにおける現状の課題 - 川づくりの方針と基本計画 - 計画区域ブロックの設定 - 施設の適正な維持管理 - 浸水被害軽減対策 なお、区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	- 意見募集期間：令和6年10月25日（金） ～令和6年11月25日（月） - 市の考え方公表：令和7年2月予定 - 計 画 公 表：令和7年4月				
担当課	河川課	担当者	新村 泰樹	電話	457-2451

第9号様式

区 協 議 会

区 分		□諮問事項		■協議事項		□報告事項	
件 名		令和 6 年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の提案について					
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)		地域力向上事業は、多様な主体が対等な立場に立ち、相互に活躍する取組を通じて住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業。 ○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業。					
対象の区協議会		天竜区協議会					
内 容		広報はままつ、市公式ホームページなどで広く募集している「令和 6 年度地域力向上事業市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に、1 件の応募があった。 これについて、天竜区地域力向上事業審査会の審査を経て、1 件の採用候補事業を選定した。 採用候補とした事業について、天竜区協議会の御意見を伺うもの。 提案数 1 件 採用候補とした事業 1 件					
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)		区協議会の意見を参考に、後日、区長が採用可否を決定。					
担当課	区振興課	担当者	鈴木 正浩	電話	922-0013		